

消費生活センターだより

暖房器具は使う前に点検をしましょう！

気温が下がり、暖房器具の使用機会が多くなる時期になりました。使用機会の増加とともに暖房器具での事故が増え始めます。毎年11月頃から事故が増加し、1月に最も多く発生しています。また、火災による死亡事故も発生していますので特に注意が必要です。

過去にあった事故

石油ストーブの事故	石油ストーブ内部に、燃焼による多量のすすが付着し、空気が不足して、炎が逆流したことで堆積していたほこりが燃えて火災が発生
石油ファンヒーターの事故	石油ファンヒーターのカートリッジタンクにガソリンを誤って給油したため、消火後再度点火しようとした際に、揮発したガソリンに引火する火災が発生
こたつ・電気ストーブなどの事故	こたつ、電気ストーブなどの電気暖房器具は、火を使わないため安全に見えますが、可燃物がヒーター部に接触したことによる火災「ゼロ距離火災」や、電源を切らずにその場を離れたり、電源コードの異常を放置したりしたことによる火災「ほったらかし火災」が発生

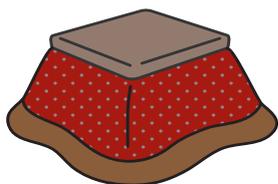
そこで、本格的な冬を迎えるにあたり、暖房器具の使用前に清掃をきちんと行うなど、使用上の注意を再確認し、暖房器具とその周囲を点検することで事故を未然に防ぎましょう。

■石油ストーブ・石油ファンヒーターの気を付けるポイント

- 可燃物の近くで使用しない。
- 定期的に清掃を行い、ほこりやすすを取り除く。
- ガソリンを誤給油しないよう保管方法や保管場所に注意する。
- 暖房器具はつけたままにしない。
- 給油時に必ず消火する。



■こたつ・電気ストーブなどの電気暖房器具の気を付けるポイント



- 可燃物と接触しないように距離をとる。衣類などを乾かさない。
- 就寝時や外出時に電源プラグをコンセントから抜いておく。
- 電源コードの破損がないか点検する。電源コードは踏まない、引っ張らない、折り曲げない。
- 定期的に清掃を行い、ほこりを取り除く。
- リコール対象になっていないか確認する。

架空請求 心当たりのない請求は無視！

ショートメッセージ（SMS）、ハガキ、メールなど様々な方法で未納料金を請求し、金銭を搾取しようとする**架空請求**の相談が急増しています。実在の事業者名をかたって本物と思わせ、法的措置を取るなどと記載し、消費者の不安をあおるケースが見られます。最近では、自動音声による不審な電話や国際番号「+〇〇」からの着信の相談も増加しており、特に注意が必要です。さらには、料金の請求のほか、氏名や生年月日などの個人情報を聞き出す事例も見られます。決して応じることのないようご注意ください。

相談事例

【事例1】実在する電話関連会社を名乗る事業者から「料金未納が発生している。放置すると法的措置を取る」という自動音声の電話があった。不審に思い、何もせず電話を切った。その後、事業者の正式な電話番号を自分で調べて確認すると「未納料金の請求は電話では行わない」と言われた。

【事例2】通信事業者関連企業を名乗る着信があり、自動音声で「未納料金がある」と言われた。ガイダンスにしたがって番号ボタンを押したところ、オペレーターにつながり、生年月日と名前を言ったら一方的に電話を切られた。



消費者へのアドバイス

- 電話で身に覚えのない未納料金を請求されても絶対に相手にせず、無視してください。
- 非通知や知らない番号から（新たに国際電話からの発信も増加）の電話には出ない、かけ直さないことがトラブル防止に効果的です。
- 不審な事業者からプリペイドカードや電子ギフト券を購入するよう指示をされても、それらを購入したり、そのカード番号などを伝えたりすることは、絶対にしないでください。
- 不明な点がある場合は、事業者の本来の連絡先を自分で調べて、問い合わせてください。
- 架空請求か判断がつかなかったり、不安を持った場合には、相手に連絡せず、料金を支払う前に、まず最寄りの警察（警察相談専用電話「#9110」）または、消費生活センター消費者ホットライン「188（いやや!）」番に相談してください。

～消費生活に関する相談・出前講座と法律相談のお申し込みは鈴鹿亀山消費生活センターへ～

住所：鈴鹿市算所二丁目5番1号 鈴鹿ハンターショッピングセンター2階

TEL：059-375-7611 FAX:059-370-2900

E-mail：skshouhi@mecha.ne.jp

相談時間： 面談： 平日 午前10時～午後5時まで（年末年始を除く。）
電話： 午前9時～午前12時 午後1時～午後5時まで

◎土・日・祝日（年末年始を除く。）は「消費者ホットライン」^{いやや!}188番へ

<発行元> 鈴鹿亀山地区広域連合・鈴鹿亀山消費生活センター